

令和6年度 集団指導

～共通編～

練馬区 福祉部 指導検査担当課
障害福祉サービス検査係



説明内容

- 1 集団指導の受講方法
- 2 集団指導の目的
- 3 個別支援計画の交付について
- 4 身体拘束の適正化のための指針の項目について
- 5 契約内容報告書の提出について
- 6 情報公表未報告減算について

1 集団指導の受講方法

集団指導の受講方法



- ◎ 練馬区ホームページより、資料をダウンロード
- ◎ 共通編・サービスカテゴリー編・請求編にある動画を視聴し受講する。【1セット】
- ◎ 電子申請システムにより、受講報告をする。

2 集団指導の目的

集団指導の目的

障害福祉サービス事業者等に対し、運営等の基準や給付の請求等に関する情報を提供することにより、業務の理解を深めるとともに、更なるサービスの質の向上を目指すことを目的としています。



3 個別支援計画の交付について

相談支援事業所への交付

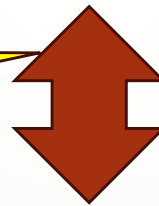
令和6年度改正により…

- 個別支援計画およびモニタリング結果について、利用者等の相談支援を行う者への交付が義務化

➡ 各利用者の担当相談支援事業所へ、必ず交付してください。

※ 短期入所、地域定着支援、移動支援は非該当

相互連携



強化！！

相談支援事業所の責務…

- サービス等利用計画等およびモニタリング結果について、利用者等のサービス担当者への交付

トピックス～届出書類の控え保管について～

指定申請、業務管理体制の整備、事業開始届の届出書類（変更届）の控えを保管していますか？

各届出書には、届出内容に変更が生じた場合、変更届の提出が求められています。控えを保管していない場合、届出状況の確認ができず、変更届が必要かどうか判断できなくなります。

届出をする際は、控えを保管しておくようにしてください。

変更の届出をする際は、届出漏れがないように、各届出の必要項目を確認してください。



4 身体拘束の適正化のための 指針の項目について

指針に盛り込むべき項目

- 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- 利用者等（※）に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

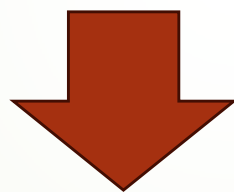
（※）利用者等→ 障害児通所支援では「障害児またはその家族等」

5 契約内容報告書の 提出について

契約内容の報告等

運営基準

受給者証に受給者証記載事項を記載し、契約を締結した際は、受給者証記載事項その他必要な事項を区市町村に報告しなければならない。



事務処理要領

資料 1 および資料 2 参照

報告方法

契約内容報告書により、その契約内容を区市町村に遅滞なく報告しなければならない。

契約内容報告書

(鎌倉区版)

契約内容（地域生活支援事業受給者施設事業）報告書

令和 年 月 日

〒176-8501 鎌倉区鎌倉北6-12-1
鎌倉区長 様

事業所番号

事業所及び
その事業所
の名称
代 表 者

下記のとおり当事業所との契約内容（地域生活支援事業受給者施設事業）について報告します。

記

報告対象者

受給者番号

地域生活支援事業
（受給者） 氏名

契約決定に係る
障害児氏名

契約締結又は契約内容変更による契約定数等の報告

事業所及び 事業所に入居 の 番 号	サービス内容	契約定数	契 約 日 (又は契約内容変更の日)	理 由
				☐ 1 新規契約
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 新規契約
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 新規契約
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 新規契約
				☐ 2 契約の変更

既契約の契約定数によるサービス提供を終了した報告

提供を終了する 事業所に入居の 番 号	(※) 終了する サービス内容	提供終了日	提供終了月までの 日までの提供定数	既契約の契約定数での サービス提供を終了する理由
				☐ 1 契約の終了
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 契約の終了
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 契約の終了
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 契約の終了
				☐ 2 契約の変更

契約内容報告書
(障害福祉サービス・障害児通所)

(鎌倉区版)

契約内容（地域生活支援事業受給者施設事業）報告書

令和 年 月 日

〒176-8501 鎌倉区鎌倉北6-12-1
鎌倉区長 様

事業所番号

事業所及び
その事業所
の名称
代 表 者

下記のとおり当事業所との契約内容（地域生活支援事業受給者施設事業）について報告します。

記

報告対象者

受給者番号

地域生活支援事業
（受給者） 氏名

契約決定に係る
障害児氏名

契約締結又は契約内容変更による契約定数等の報告

事業所及び 事業所に入居 の 番 号	サービス内容	契約定数	契 約 日 (又は契約内容変更の日)	理 由
				☐ 1 新規契約
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 新規契約
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 新規契約
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 新規契約
				☐ 2 契約の変更

既契約の契約定数によるサービス提供を終了した報告

提供を終了する 事業所に入居の 番 号	(※) 終了する サービス内容	提供終了日	提供終了月までの 日までの提供定数	既契約の契約定数での サービス提供を終了する理由
				☐ 1 契約の終了
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 契約の終了
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 契約の終了
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 契約の終了
				☐ 2 契約の変更

契約内容報告書
(地域生活支援事業)

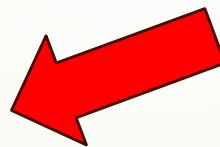
受給者証記載事項等

保健相談所

作成



提出



契約内容報告書

(練馬区用)																			
契約内容（地域生活支援事業受給者証記載事項）報告書																			
令和 年 月																			
〒176-0001 東京都練馬区豊玉北6-12-1 練馬区長 様																			
事業所番号		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																	
事業所及び その事業所の 名称		<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> </table>																	
代表者																			
下記のとおり為事業所との契約内容（地域生活支援事業受給者証記載事項）について報告します。																			
記																			
報告対象者		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																	
受給者証番号		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																	
支給決定調整票 （記録用）番号		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>												支給決定に係る 調整票記号		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td> </tr> </table>			
契約締結又は契約変更による契約変動等の報告																			
契約締結の 目的・量・単	サービス内容	契約変動量	契約日 （2名以上の受給者証変更時適用）	<table border="1" style="width: 100%; height: 100px;"> <tr> <td> 場 由 ☐ 1 新規契約 ☐ 2 契約の変更 ☐ 1 新規契約 ☐ 2 契約の変更 ☐ 1 新規契約 ☐ 2 契約の変更 ☐ 1 新規契約 ☐ 2 契約の変更 ☐ 1 新規契約 ☐ 2 契約の変更 </td> </tr> </table>						場 由 ☐ 1 新規契約 ☐ 2 契約の変更 ☐ 1 新規契約 ☐ 2 契約の変更 ☐ 1 新規契約 ☐ 2 契約の変更 ☐ 1 新規契約 ☐ 2 契約の変更 ☐ 1 新規契約 ☐ 2 契約の変更									
場 由 ☐ 1 新規契約 ☐ 2 契約の変更 ☐ 1 新規契約 ☐ 2 契約の変更 ☐ 1 新規契約 ☐ 2 契約の変更 ☐ 1 新規契約 ☐ 2 契約の変更 ☐ 1 新規契約 ☐ 2 契約の変更																			
既契約の契約変動量によるサービス提供を終了した報告																			
提供を終了する 受給者証の番号等	（※）終了する サービス内容	提供終了日	提供終了までの終了 日までの提供量	<table border="1" style="width: 100%; height: 100px;"> <tr> <td> 既契約の契約変動量での サービス提供を終了する理由 ☐ 1 契約の終了 ☐ 2 契約の変更 ☐ 1 契約の終了 ☐ 2 契約の変更 ☐ 1 契約の終了 ☐ 2 契約の変更 ☐ 1 契約の終了 ☐ 2 契約の変更 </td> </tr> </table>						既契約の契約変動量での サービス提供を終了する理由 ☐ 1 契約の終了 ☐ 2 契約の変更 ☐ 1 契約の終了 ☐ 2 契約の変更 ☐ 1 契約の終了 ☐ 2 契約の変更 ☐ 1 契約の終了 ☐ 2 契約の変更									
既契約の契約変動量での サービス提供を終了する理由 ☐ 1 契約の終了 ☐ 2 契約の変更 ☐ 1 契約の終了 ☐ 2 契約の変更 ☐ 1 契約の終了 ☐ 2 契約の変更 ☐ 1 契約の終了 ☐ 2 契約の変更																			

契約内容報告書のありか

～練馬区公式ホームページ～

トップページ ＞ 保健・福祉 ＞ 障害のある方 ＞ 事業者向け ＞ 請求関係

＞ 障害者総合支援法請求関係 ＞ 契約内容報告書(障害福祉サービス等)

＞ 地域生活支援事業請求書関係 ＞ 契約内容報告書および利用者負担
上限管理事務依頼（変更）届出書

トピックス～支給量と契約支給量～

利用者の「支給量」と「契約支給量」の違いはご存じですか？

支 給 量：支給決定をされた総支給量（サービスごと）

契約支給量：各事業所が利用者に提供する月当たりの
サービス提供量

※ 支給量の総量を超えてはならない。

利用者が複数の事業所と契約している場合等は、
支給量の総量を超えた契約にならないよう注意して
ください。

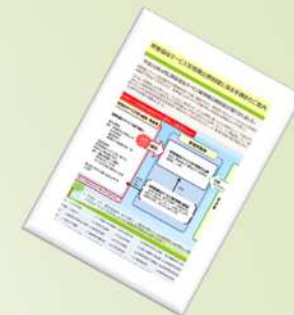


資料1および資料2参照

6 情報公表未報告減算について

(注) 移動支援については、本項目は対象外

指摘事例 情報公表未報告減算



【主な指摘事項】

- × 障害福祉サービス等情報について、都に報告していない。
- × 必要な年1回の都への報告内容の更新をしていない。



- ➡ 未報告の事業所は、速やかに都へ報告してください。
- ➡ 年1回、サービスごとに、報告内容の更新をしてください。
(都の報告期限：7月末日)
- ➡ 報告が適切に行われない場合、減算が適用されます。
(サービスにより、減算の単位数が異なります。)

資料3参照

YouTube 練馬区指導検査担当課チャンネル

～練馬区障害福祉サービス関係～

令和6年度報酬改定に係る
未策定・未実施・未報告
減算について



練馬区 福祉部
指導検査担当課 障害福祉サービス検査係